

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、社員が仕事と子育ての両立を図るために計画を策定しています。

(1) 計画期間

2022年4月1日～2024年3月31日までの2年間

(2) 目標

1. 非正規雇用労働者の正社員への転換

<対策>

- 正社員化の規程を確立し積極的に希望を募り働きがいとともによりなる能力開発に努め、オフィスワークのレベルアップおよびお客様サービスの向上につなげる
- 女性労働者の能力を發揮できる職場環境・組織体制を整える

2. 有給休暇取得率アップ

<対策>

- 有給休暇の半日単位取得を制度化し、柔軟な取得を可能とすることにより取得率アップを加速させる
- 有給休暇の取得しやすい職場風土・労働環境作りを推し進め、仕事と家庭の両立に貢献し、勤労意欲の向上、パフォーマンス發揮につなげる

(3) 実施

- 令和4年4月より